「２０２１年度　北海道東川高等学校の部活動に係る活動方針」

Ⅰ　活動方針策定の趣旨等

（１）　本校は、学校教育目標等を踏まえ、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に準じ、「北海道東川高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。

（２）　部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した活動時間や休養日を設定し、怪我の防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われることを重視するとともに持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的、効果的に行う。(教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮すること等を含む。)

（３）　本校は、本方針に則り、部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

（４）　「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年２月９日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

（５）　「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成30年３月28日北海道教育委員会決定)で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

Ⅱ　適切な運営のための体制整備

（１）　設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

【運動系】野球部、バドミントン部、ソフトテニス部、
クロスカントリースキー部、女子バスケットボール部

【文化系】茶華道部、写真部、美術部、ボランティア部、吹奏楽部

（２）　「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

・　連絡先：北海道東川高等学校　（上川郡東川町北町２丁目）
TEL/FAX　0166-82-2534
E-mail：higashikawa-z0@hokkaido-c.ed.jp　（担当：教頭）

（３）　年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成、提出

・　年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。

・　部活動に要する経費等に係る資料を配布するなどして、保護者、生徒の理解を得るよう努める。

（４）　指導、運営に係る体制の構築

・　生徒や教員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

・　適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置する。

・　部活動顧問会議等を定期的に実施する。

・　部活動指導員の配置を進めるとともに適切な指導を行うよう留意する。

Ⅲ　合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。また、関係団体等が作成した指導手引を活用し、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

（１）　運動部活動における適切な指導

スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

（２）　文化部活動における適切な指導

生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

Ⅳ　部活動の活動時間及び休養日について

部活動における活動時間及び休養日については、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に則り、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意し設定する。

（１）　活動時間

１日の活動時間は、長くとも平日は２時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は３時間程度とする。

（２） 休養日

① 学期中の休養日

・ 平日に週１日以上、週末に１日以上の休養日を設けるよう努める。

・ 大会等で活動計画を変更した場合は、休養日を他の日に振り替えるよう努める。

② 長期休業中の休養日

・ 学期中に準じて設定する。

③ 年間の休養日の総数

・ 平日、週末の休養日および学校閉庁日（年間９日）の休養日と合わせて年間104日以上を休養日とする。また、道民家庭の日（毎月第３日曜日）は可能な限り休養日とするように努める。

（３） 原則の特例

中学校教育の基礎の上に、心身の発達段階及び進路に応じて、多様な教育が行われている点を考慮し、休養日の下限や活動時間の上限を設定して総量を規制した上で、一定の要件の下、上記の基準によらない弾力的な運用も可とする。その際は、活動計画及び活動実績を校長に提出する。

・ 休養日の下限は、平日に週１日（年間52日）以上、週末または祝日に月１日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間９日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。

・ 活動時間の上限は、長くとも平日では３時間程度、学校の休業日は（学期中の週末を含む）は４時間程度とし、１週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

・ 本校の地域特性から、積雪で活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則とするが、一定の制限の下、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に特例的な扱いができることとする。

Ⅴ 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１） 部活動の設置、統廃合、合同チームの編成

・ 適正な部活動数を考慮した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討する。

・ 部活動の設置や統廃合に当たっては、校内規定に基づき、生徒や保護者の理解のもと、長期的視点で行う。

・ 合同部活動は、関係する校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

（２）地域との連携等

・ 校長は、地域の人々との協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力のもと、学校と地域が協働、融合した形でのスポーツ、芸術文化等の活動の環境整備を進める。

Ⅵ 部活動の充実に向けて

（１） 環境の整備

・ 保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

・ 学校と地域が協働、融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

・ 学校と地域、保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進する。

（２） 参加大会等の検討

・ 生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。

（３） 信頼関係づくり

・ 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。

・ 体罰等は絶対に許されないという考えを持ち指導を行う。

（４） 集団づくり

・ 生徒のリーダー的な資質、能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

（５） その他

・ 部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

・ 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題《女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等》の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

終わりに

本方針は本校の取り組み状況などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。